

高等学校等就学支援金制度について

1 制度の概要

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する制度が始まりました。

2 就学支援金支給額

受給資格確認及び支給額は、年収ではなく都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額で算定されます。(父・母合算額)

区分	所得割額合計額	就学支援金月額
A	非課税	24,750円
B	85,500円未満	19,800円
C	257,500円未満	14,850円
D	507,000円未満	9,900円
E	507,000円以上	0円

海外在住で住民税が課されていない場合は一律9,900円

所得割額は、以下の書類で確認できます。

1. 課税証明書(市区町村役場出張所発行)
2. 市民税県民税(区民税都民税)等の特別徴収額の決定通知書(勤務先を通じ6月頃に配布されます。)
3. 住民税納税通知書(自営業の場合市区町村から送付されます。)

3 手続きについて(上表区分のA~Dの方のみ)

今年度よりマイナンバー提出による方法と課税証明書等を提出の2方式が選択できるようになりました。

「マイナンバー提出の場合は、手続き方法」 「課税証明書提出の場合は、手続き方法」を参照して下さい。

マイナンバー提出の場合は1回の申請で、その後の手続きが不要です(3年間)。

また、市区町村で発行する課税証明書は毎回手数料(1枚300円程)が必要です。

お手続き忘れの可能性のないマイナンバーによるお手続きをおすすめ致します。

手続き方法 (マイナンバー提出)

提出書類(下記書類1と2をご提出下さい。)

1. 高等学校等就学支援金(様式第1(その1))
2. 個人番号カード(写)等添付用紙
保護者様で厳封して下さい。(2の書類のみ)

手続き方法 (課税証明書等提出)

提出書類(下記書類1と2をご提出下さい。)

1. 高等学校等就学支援金(様式第1号(その2))
2. 市町村が発行する平成30年度課税証明書か非課税証明書
(両親分(父・母各1枚)・全部事項記載のもの)A4サイズ
源泉徴収票は不可・収入のない配偶者についても証明書は必要

用紙の記入例については、本校HP 在校生の方へ 事務室よりをご参照下さい。

4 提出期間

4月8日(月)~4月23日(火)まで

すべての書類にクラス・番号・氏名を記入し、締め切りまでに事務室へ提出して下さい。

5 就学支援金の受給方法について

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料と相殺されますが、本校では、一旦授業料を全額納入していただき、後日保護者(授業料納入口座)へ振込致します。(例年11月に半期分・翌年5月に残額分)

5 就学支援金の申請時期及び受給期間について

マイナンバーで申請した場合特別な事情がなければ在学期間中手続き不要です。

今回、課税証明書にて申請した方は、受給期間が平成31年6月分までになります。次回7月以降の申請については下表「就学支援金申請の流れ」をご参照下さい。

高校1年生は「4月」と、「7月」に2回申請を致します。入学後登録するメールでも、時期になりましたらご連絡致します。

高校在学中は4回申請が必要になります。申請をしなければ支援金が受給できません。

就学支援金申請の流れ(ご案内は随時生徒へ配布致します。)

学年	手続き時期及び回数	受給期間	証明書年度
1学年	4月提出	平成31年4月~平成31年6月	30年度証明書
	7月提出 (年2回)		31年度証明書
2学年	7月提出 (年1回)	平成32年7月~平成33年6月	32年度証明書
3学年	7月提出 (年1回)	平成33年7月~平成34年3月	33年度証明書

ご不明な点などございましたら事務室就学支援金担当山下・重堂までお問い合わせ下さい。

その他「奨学金」・「授業料減免制度」・「入学金軽減制度等」については該当期になりましたら、ご案内致します。

参考

就学支援金(文部科学省)http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index

千葉県奨学金(千葉県教育委員会)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/>

授業料減免・入学金軽減(千葉県総務部学事課ページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/genmen/26ikougenmen.html>